

令和8年8月18日

太田市議会議長 渡辺 謙一郎 様

太田市議会政治倫理審査会
委員長 八長 孝之

審査結果報告書

令和8年6月8日付けで審査の付託を受けた件について、太田市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

1 審査請求の対象議員の氏名

仁藤 すぐる 議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容

（太田市議会議員政治倫理条例第3条第2号）

当該議員について、社会保険加入に関するいわゆる「国保逃れ」と指摘される内容の報道がなされた。本件は、議員として求められる政治倫理及び社会的責任が問われる事案であり、市民に対し極めて強い不信と失望を与えるとともに、議会の名誉及び品位並びに市民の信頼を著しく失墜させたことから、太田市議会議員政治倫理条例第3条第2号に規定する政治倫理基準に反する疑いがあるとして、同条例に基づき審査請求がなされたもの。

3 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の結論

(1) 認定した事実

本審査会は、審査請求書、報道内容、審査対象議員からの説明及び聴き取り内容を総合的に審査した結果、次の事実を認定した。

- ・令和7年6月に、一般社団法人の役員に就任し、社会保険に加入したこと。
- ・社会保険への加入により、国民健康保険及び国民年金に加入していた場合と比較して、保険料等の負担が軽減されたこと。
- ・令和7年12月に、法人役員を退任し、国民健康保険への切り替えを行ったこと。
- ・令和8年5月に本件に関する、いわゆる「国保逃れ」の報道がなされ、市民及び議会関係者の間に多大な議論を生じさせたこと。

(2) 政治倫理基準の違反行為の存否

審査対象議員の行為は、その社会的影響も含め、当該議員に対する市民の信頼を著しく損なうとともに、議会に対する不信感を招き、議会の名誉及び品位並びに市民の信頼を著しく失墜させたものであり、太田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第2号に抵触する行為であると全会一致で認定した。

(3) 講ずることを求める措置の内容

本審査会が講ずることを求める措置として、議長は、対象議員に対し、別紙2「仁藤すぐる議員に対する文書による警告（案）」のとおり文書による警告を行うよう求める。

2 審査の経過

【第1回審査会】（令和8年6月8日（月）／委員全員出席／公開）

(1) 審査請求内容について

当該請求書の内容について、事務局から説明があった。

(2) 審査の進め方について

①審査の進め方について、審査対象議員である仁藤議員から事実確認を行った後、聴き取りした結果を踏まえ、審査を行うこととした。

②会議の公開・非公開について、条例に則り原則公開とした。ただし、公開とすることで十分な聴き取りが行えず審査に支障をきたす場合には、再度委員に諮った上で、条例第10条ただし書きの規定により、全部又は一部を非公開と

することとした。

【第2回審査会】（令和8年6月18日（木）／委員全員出席／公開）

（1）仁藤議員からの説明について

冒頭、審査対象議員から、本件により市民、議会及び関係者に多大な迷惑を掛けたことについて謝罪があった。その後、自ら作成した時系列資料に基づき、社会保険加入に至った経緯、退任までの経過、報道後の対応及び現在の認識等について説明があった。

（2）仁藤議員からの聴き取りについて

当該報道がなされた内容に関する行為の事実確認を行うとともに、こうした行為に至った経緯、報道がなされた後の対応状況等について聴き取りを行った。

○聴き取り（質疑と答弁）の要旨

問 社会保険加入制度について、誰からどのような説明を受け、どのような経緯で加入に至ったのか。また、議員という立場で、市民からどのように受け止められるかという認識はなかったのか。

答 党役員で北関東の幹部であった方から制度の説明を受け、加入できる制度であれば問題ないとの認識で加入した。当時は市民からどう受け止められるか、公人としての自覚やモラルについて認識が不足しており、深く反省している。

問 報道を受け、自らの行為をどのように受け止めたのか。また、議会ではなく所属政党や先輩議員へ相談して終わりとした理由は何か。

答 当初は問題であるかどうか判断できず、所属団体や周囲の議員経験者へ相談した。議会へ報告するという認識がなく、退任すれば足りると考えていたことを反省している。

問 所属政党との関係や離党勧告について、どのように受け止めているか。

答 離党勧告については、党としての判断であると受け止めている。自らも勧告前から離党の意思を伝えていたところであり、今回の件に関する党の判断については真摯に受け止めている。

問 党役員との関係や勧誘の経緯について確認したい。

答 信頼していた党役員から紹介を受けたが、党として勧めていたものではなく、当該役員個人から紹介を受け加入したものである。

問 社会保険加入中、一般社団法人においてどのような業務を行い、どのような形で報酬を受けていたのか。

答 協会費を支払って団体に加入し、ブログ執筆等を行うことにより報酬を受けていた。報酬から社会保険料等が控除され、実際の受取額は数十円程度であった。

問 社会保険加入による負担軽減額はどの程度であり、軽減されたことをどのよ

うに受け止めているのか。

答 試算上、半年間で約24万円程度の負担軽減があったと認識している。結果として負担が軽減されたことは事実であり、議員の立場として大変重く受け止めている。

問 負担軽減相当額について返還等は検討したのか。

答 国民健康保険課へ相談したが制度上返還できないとの説明を受けたため、返還方法について検討したが実現できなかった。

問 一般社団法人の実態や加入者の状況についてどのように認識しているか。また、今後実態解明に取り組む考えはあるか。

答 多様な職種や他党を含む議員も加入していたと認識している。自ら加入した団体について改めて実態把握を行い、事実関係を確認していきたい。

問 国民健康保険税を議決する立場でありながら、自らは負担軽減の仕組みを利用したことについて、市民から厳しい批判を受けることは当然と考えるが、どのように受け止めているか。

答 そのような批判は当然であり、議員としての立場や責任について認識が甘かったと深く反省している。

問 今回の件は議会全体の信頼を損なった事案であるが、その責任についてどのように考えているか。

答 自らの行為が議会全体へ迷惑を掛け、市民の不信感につながったことを重く受け止めている。

問 他市では同様の事案に対し辞職勧告が決議された事例もあるが、それについてどのように考えるか。また、審査の結果、議会が非常に厳しい判断をした場合、それに従うか。

答 他市の状況は承知しており、本審査会における判断については真摯に受け止めたいと考えている。

問 今後も議員活動が続ける考えなのか。また、市民の信頼をどのように回復していくのか。

答 透明性を持って説明責任を果たすとともに、議員活動を通じて地域課題の解決に取り組み、市民の信頼回復に努めたい。

(3) 事実認定について

審査対象議員からの説明及び聴き取りの結果、社会保険に加入した事実等、本件報道の対象となった一連の行為について、その事実関係を確認した。

(4) 政治倫理基準に違反する行為の存否について

条例第3条第2号に反するものであると全会一致で認定した。

(5) 講ずることを求める措置について

辞職勧告について採決を行った結果、条例に規定する所定の賛成を得るに至らなかった。続いて文書による警告について採決を行った結果、所定の賛成を得たことから、本審査会として文書による警告を求めることに決定した。

【第3回審査会】(令和8年6月25日(木)／委員全員出席／公開)

(1) 審査結果報告書(案)について

議長に提出する審査結果報告書(案)について協議した。委員からは、前回までの審査で行った審査対象議員の説明内容の一部に、会派長会議での説明との相違や答弁の曖昧さがあったことから、今回の会議で報告書を直ちに確定せず、審査対象議員から改めてその部分について聞き取りを行い、数字等を整理した上で最終判断を行うべきとの提案がなされた。これを受け、委員多数の賛成により、報告書確定前に再度の聞き取りを実施することとした。

【第4回審査会】(令和8年7月17日(金)／委員全員出席／公開)

(1) 仁藤議員からの補足説明及び質疑について

審査会では、社会保険加入による負担軽減額の試算について、審査対象議員から補足説明を聴取した。議員は、以前説明した約24万円は概算であり、確認資料に基づく再整理額は約25万8千円と説明したが、国民健康保険税の月額算定や納付回数との関係に不明確な点が残った。委員からは、説明の不正確さへの指摘に加え、反省の姿勢や議員活動の在り方についても意見が出され、正確な資料の再提出を求めて次回改めて審議することとした。

【第5回審査会】(令和8年8月4日(火)／委員全員出席／公開)

(1) 仁藤議員からの補足説明及び質疑について

審査会では、社会保険加入による負担軽減額について、審査対象議員から補足説明を受けた。議員は、これまでの説明における算定に誤りがあったとして、今回、国民健康保険料・国民年金、協会費、社会保険料等、報酬を整理した結果、負担額の軽減として約25万円、保険料等のみを算出すると約48万8千円との再計算を示した。委員からは、国民健康保険税の月額換算や社会保険料の内訳、協会加入費の位置付けに関する確認が行われ、事務局から制度の説明もあった。あわせて、議員の加入経緯や責任、社会的・倫理的評価、説明責任の在り方についても質疑がなされ、議員は軽率であったことを認め、今後も説明と信頼回復に努める旨を述べた。

○聴き取り(質疑と答弁)の要旨

問 前回までの負担軽減額の説明に誤りが生じた理由と、今回改めて整理した負担軽減額について説明されたい。

答 国民健康保険料について、全8期のうち1期分の納付額を月額と誤って認識しており、年間額を12か月で換算する整理ができていなかった。今回改めて整理した結果、国民健康保険及び国民年金を継続した場合と社会保険加入時の保険料等のみを比較した差額は約4万8千円、協会費、社会保険料、その他の控除額及び報酬額を含めた加入期間中の収支を踏まえた比較上の差額は約25万円となった。

問 月額5万8千円の協会費について、加入当時どのような説明を受け、負担軽減についてどのように認識していたのか。

答 協会費を支払うことにより社会保険に加入できるとの説明を受けた。協会費自体は高額であると感じていたが、国民健康保険及び国民年金の負担額と比較すれば、負担軽減につながるとの認識はあった。

問 社会保険制度について改めて理解を深めた現在、当時の加入についてどのように考えているか。

答 制度上加入できるものであったとしても、市民からどのように見られるか、公人としてどうあるべきかという視点が欠けていた。現在は加入すべきではなかったと考えており、反省している。

問 一般社団法人の役員に就任し、低額の役員報酬を基に社会保険に加入した一連の行為について、制度の仕組みや議員としての立場を踏まえ、現在どのように考えているか。

答 加入当時は制度に対する理解が不足しており、十分な確認をしないまま判断してしまった。また、市民からどのように受け止められるかという視点も欠けており、軽率であったと考えている。

問 社会保険料等の金額について、どのような資料に基づいて確認したのか。

答 社会保険料については、当該団体から交付された源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を基に算出した。その他の控除額については、当該団体に確認を求めたものの回答がなく、その内容を確認することはできなかった。

(2) 補足説明を踏まえた対応について

審査対象議員からの補足説明及び質疑を踏まえ、前回審査会において確認を要するとされた事項について協議した。その結果、疑義は概ね解消され、措置について改めて採決を行う必要はないとの結論に至り、第2回審査会における決定を維持することとした。

【第6回審査会】(令和8年8月18日(火)／委員全員出席／公開)

(1) 審査結果報告書について

審査結果報告書(案)について協議し、原案のとおり決定した。

(2) 議長への報告

条例第13条第1項に基づく議長への報告を8月18日に実施することを決定した。

3 審査の結果に至る委員の主な意見

- ・ 審査対象議員に関する一連の事案は、市民から選ばれた公人として求められる政治倫理及び社会的責任に照らして重大な問題があり、当該議員に対する市民の信頼を著しく損なうとともに、議会の名誉及び品位並びに市民の信頼にも大きな影響を及ぼした。
- ・ 国民健康保険税を議決する立場にありながら、自らは社会保険加入により負担の軽減を受けていたことは、市民の理解を得られるものではなく、議員としての責任は極めて重い。
- ・ 所属政党関係者からの説明や制度上加入できるとの認識があったとしても、議員は市民の代表として高い倫理観と責任感が求められる立場にあり、「知らなかった」「認識不足であった」では済まされず、自ら十分に確認し判断すべきであった。
- ・ 一方で、審査対象議員は事実関係を概ね認め、審査会における聴き取りに応じるとともに、自らの認識不足を認めて反省の意を示していたこと、また、軽減された保険料相当額について返還の相談を行うなど、自ら一定の対応を行っていたことは考慮すべきである。
- ・ 措置については、本件の重大性から辞職勧告が相当であるとの厳しい意見があった一方、本人の反省状況やその後の対応等を総合的に勘案し、文書による警告が相当であるとの意見があった。

4 審査会の構成

(委員長) 八長孝之議員 (副委員長) 白石さと子議員

(委員) 岩瀬僚議員、神谷大輔議員、松川翼議員、
星野一広議員、久保田俊議員、町田正行議員

仁藤すぐる議員に対する文書による警告（案）

仁藤議員の社会保険加入に関する行為及び一連の報道内容について、太田市議会政治倫理条例第3条第2号に抵触する疑いがあるとして、太田市議会議員政治倫理審査会において審査が行われた。その結果、本人からの説明及び関係資料を総合的に審査し、社会保険に加入した事実と、これにより国民健康保険及び国民年金に加入していた場合と比較して保険料等の負担が軽減されたことが確認された。

審査の中では、社会保険加入に至る経緯や理由、保険料等の負担額について質疑が行われ、本人は、社会保険に加入した事実を認めるとともに、加入に至った経緯等について説明し、一連の行為について謝罪及び反省の意を示した。

しかし、本件については、実際の業務への従事が限定的である中で一般社団法人の役員に就任し社会保険に加入したことに加え、その加入により保険料等の負担が軽減されることを認識していたことから、議員は市民全体の代表者として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観と強い責任感を持って行動すべき立場にありながら、その立場に求められる自覚及び慎重さを著しく欠いた行為であるとして、審査においては、辞職勧告を求める厳しい意見も示された。

審査を重ねた結果、本件は、全国的にも地方議員の政治倫理が厳しく問われる中で発生した事案であり、市民の代表である議員としての名誉及び品位を著しく損なうとともに、市民に極めて強い疑念及び不信感を抱かせ、議会の名誉及び品位並びに市民の信頼を著しく失墜させたものであり、その責任は極めて重大であると判断された。一方で、本人が事実を認め、説明及び謝罪を行い、反省の意を示していることなど、一切の事情を総合的に勘案し、太田市議会議員政治倫理条例に基づく措置として、文書による警告が相当であると判断された。

よって、仁藤議員に対し、本件の重大性及び失われた市民の信頼を深く自覚するとともに、今後は議員としての高い倫理観と責任を持って行動し、自らを厳しく律し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう強く求める。

なお、今後の言動及び議員活動については、市民及び議会から極めて厳しい目が向けられていることを深く認識し、その行動をもって失われた信頼の回復に努めるとともに、二度と市民の信頼を損なうことのないよう、ここに文書をもって厳重に警告する。